

医療従事者勤務環境改善等支援事業事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症に対応してきた医療従事者へ感謝の気持ちを伝えるため、かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基金を活用し、医療従事者の勤務環境の改善(施設整備や備品購入)や福利厚生の充実に資する事業を行う医療機関に対し支援金を給付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支援金の給付対象者)

第2条 支援金の給付対象者は、令和5年1月1日時点にて次の指定を受けた医療機関のうち、本事業開始時に運営を継続する医療機関とする。

- (1) 神奈川モデル認定医療機関
- (2) 神奈川モデルの精神科コロナ重点医療機関、周産期コロナ受入医療機関、小児コロナ受入医療機関、透析コロナ患者受入医療機関、在宅難病患者受入協力病院など、あらかじめ県の依頼に基づき患者の受入れ、病床確保等を行う医療機関。

(3) 発熱診療等医療機関

2 その他、神奈川県知事(以下「知事」という。)が認めた医療機関。

(支援金額)

第3条 支援金の給付額は、別表に基づき算定するものとする。

(支援金の申請等)

第4条 支援金の給付を受けようとする給付対象者(以下「神奈川モデル認定医療機関等」という。)は、第5条において規定する受付期限までに以下の書類を知事に提出するものとする。

- (1) 令和5年度医療従事者勤務環境改善等支援事業支援金給付申請書(第1号様式)
- (2) 口座振込申出書
- (3) 振込先口座の通帳の写し等、振込先口座が確認できる書類
- (4) 令和5年度医療従事者勤務環境改善等支援事業実施報告書(第2号様式)
- (5) その他、知事が必要と認める書類

(申請の受付期限)

第5条 支援金の申請者は令和6年1月22日(月)までに申請しなければならない。

(支援金の給付)

第6条 支援金は、本要綱に基づき、神奈川モデル認定医療機関等が対象期間内に医療従事者の勤務環境の改善や福利厚生 of 充実に資する取組を実施する場合に、当該申請者に対し給付する。

2 前項で規定する対象期間とは、令和5年4月1日(土)から令和5年12月22日(金)

とする。

(支援金の給付決定)

第7条 知事は、第4条の規定により申請書が提出されたときは、これを審査し、支援金の給付決定をした場合、給付対象者に対し、令和5年度医療従事者勤務環境改善等支援事業支援金給付決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。なお、支援金を給付しないと決定した場合、申請者に対し、令和5年度医療従事者勤務環境改善等支援事業支援金不給付決定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により支援金の給付決定をしたときは、給付対象者に対し速やかに支援金の給付を行うものとする。

(決定の取消し)

第8条 知事は、支援金の給付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、令和5年度医療従事者勤務環境改善等支援金給付決定取消通知書(第5号様式)を通知することにより、給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 給付対象者に該当しないことが判明した場合
- (2) 支援金の給付決定の内容又はこれに付した条件又はこの要綱に基づき知事が行った指示に違反した場合
- (3) その他、偽り等不正の手段により支援金の給付を受けたことが判明した場合

(支援金の返還)

第9条 知事は、支援金の給付決定を取り消した場合において、本事業の当該取消しに係る部分に関し既に支援金が給付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

(報告及び調査)

第10条 知事は、支援金の適正な給付のため必要があると認めるときは、給付対象者に対し、報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(暴力団排除)

第11条 神奈川県暴力団排除条例第10条(平成22年神奈川県条例第75号)の規定に基づき、第4条に規定する申請者が次の各号に該当する場合は、支援金給付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当する

もの

- 2 知事は、必要に応じ支援金の給付を申請した者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に確認することができる。ただし、当該確認のために個人情報神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
- 3 知事は、支援金の給付を受けた者が第1項各号のいずれかに該当するときは、給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(書類の整備等)

- 第12条 支援金の給付を受けた者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を支援金の支給を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- 2 支援金の給付を受けた者が前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に解散する場合は、その権利義務を承継する者(権利義務を承継する者がいない場合は知事)に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

- 第13条 支援金の給付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(その他)

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月20日から施行する。

別表

区分	医療機関種別	給付額（上限額）
1	神奈川モデル認定医療機関	200万円
2	神奈川モデルの精神科コロナ重点医療機関、周産期コロナ受入医療機関、小児コロナ受入医療機関、透析コロナ患者受入医療機関、在宅難病患者受入協力病院など、あらかじめ県の依頼に基づき患者の受入れ、病床確保等を行う医療機関	200万円
3	発熱診療等医療機関	20万円

備考

1. 給付額については、申込の合計額が予算額に達した場合は、上限額の二分の一を下回らない額で調整を行う。
2. 複数の区分を有する医療機関については、給付額の高い区分で申請するものとする。